

奈良市監査委員告示第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

令和 7 年 7 月 28 日

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	寺	川	拓
同	道	端	孝治
同	中	西	吉日出

奈 監 第 37 号
令和 7 年 7 月 28 日

奈 良 市 長 仲川 元庸 様
奈良市議会議長 森岡 弘之 様
奈良市教育長 北谷 雅人 様

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	寺	川	拓
同	道	端	孝治
同	中	西	吉日出

定期監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

1 監査対象

教育部 保健給食課

2 監査期間

令和 7 年 4 月 30 日から同年 7 月 25 日まで

3 監査方法

令和 6 年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和 7 年 2 月末日現在の資料に基づき、地方自治法第 199 条第 2 項の趣旨も踏まえ、監査対象部局からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施しました。

4 監査結果

継続監査の結果は、次のとおりである。なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

教育部

保健給食課

【指摘】

学校給食費収入の収入未済額について、財務会計システムと所管課が独自に導入している債権管理用のシステムとを照合したところ、計数が一致していなかった。

このことについては、令和5年度の定期監査における指摘を受け、所管課において検証が進められ一部是正が図られたところである。しかし、システム更新の際、過去分の納付情報が引き継がれていないことなどにより、過去からの不一致分について一部原因が特定できていないものもあった。

この原因を究明するため、過去分の納付情報についてシステム事業者にデータの提出を求められたい。その上で、財務会計システムと独自システムとの不一致について、原因が判明したものから速やかに修正されたい。

【意見】

学校給食費収入の債権管理について、現年度分については「給食費システム」、滞納繰越分については「債権管理システム」と別々の独自システムで管理されている。指摘をした不一致の原因については、運用面によるものもあったが、これ以外にも独自システムが過年度に遡って修正できないなど、システム面における課題と考えられる事象も複数見受けられた。

システム上の課題への対応に当たっては、システム事業者と適切、確実に課題の共有及び進捗状況の管理ができるようにするとともに、同システムを利用している他市の状況も踏まえた上で、改善策を図る必要があると考える。次回の調達に向けて現段階から課題を整理しておくなど、適正に債権管理が行える体制を整備されたい。